

令和4年度

市政運営の指針



福岡県 福津市

はじめに

国は令和3年12月24日に「令和4年度地方財政対策の概要」を示しました。同年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2021」において「交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について2021年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する」とした方針が順守され、地方交付税は昨年比0.6兆円増、平成16年度以降の最高額となる1兆8千538億円となります。

本市の地方交付税につきましては、人口増加実態が反映して昨年に確定した国勢調査結果数値で見直されることから増額を見込んでおります。この増額分を最大限に活かし本市の行政経営の根本である市民サービスについて、その質を低下させることなく、本市の魅力を最大限に活かした持続可能な都市経営を、まちづくり基本構想、まちづくり指針の展望に基づき、着実に実行、推進してまいります。

加えて、市民の皆さまが納得し満足した生活を送っていただくために、「量出制入(出るを量りて入るを制す)」の下、新年度はさらに官民連携など、税収のみに頼らない行財政運営に邁進いたします。

地方分権の時代において、地方自治体と、その構成員であるわれわれが上記の行革の意思や取り組み、行動をやめた時、自治体は停滞に留まらず必ず退潮に向かいます。自治体は市民生活向上のためにあり、行革とはこの不断の努力を怠らず、都市経営の自律を行政が旗を振り、実行を率先し、市民の皆さまのご理解と力によって誇りある都市を持続的に発展させていくことにあります。

自治体経営の長として1期目の本市への寄付金額増額等の取り組みは、当初大変な困難を伴いましたが、着実に実を結びました。現在までのところ基金総額を大きく減らすことなく健全経営が実現しているのは、基金運用とふるさと納税寄付金という新規財源の確保が毎年着実に伸びていることが挙げられます。

現状としましては、基金運用は昨今の日本をとりまく世界の経済情勢、市況情勢のもとで、なかなか厳しいものがございます。一方、ふるさと納税寄付金につきましては、今後想定される教育環境の整備や、循環型都市経営の実現のための貴重な資金調達の事業

と位置づけており、現状の順調な伸びを反映して増額を見込んでおります。さらに今後は、包括連携協定、防災協定などを含め、民間企業との連携なくして創造的行革は無く、財源調達の取り組みを行革の一丁目一番地として位置づけ、体制整備を図りながら、活力あるまちづくりを進めてまいります。

以上を踏まえ、昨年6月定例会で表明いたしました「まちづくり指針(市長所信表明)」にかかる2年目の事業を推進いたします。

なお、これらを推進するための各部署の経営方針は以下の通りです。

【総務部】

1. 使命・中期的目標

引き続き長期対応・共存の必要性が予測されるコロナ感染予防、本市独自の経済支援措置等が求められる状況において、本市業務の総合的な管理と職員の人材育成を進め、適正かつ公正で、可視化された効率的な行財政運営の基盤を確立する。加えて、教育施設再配置計画ならびに公共施設等総合管理計画による総量圧縮や行財政改革の進捗管理も柱となる。また、まちづくり基本構想を実現するため、人員の適正配置や危機管理体制の充実を企画面、ハード面も意識しながら、効果的な施策を展開する。そのためには、また行政評価の実施はもとより、新生活様式を見越した事業転換を行い、組織目標・事業目標管理・人材育成が効率的連動する組織体制を確立していくこととする。

2. 令和4年度以降の重点取り組み

- ①持続可能な行財政経営
- ②市民とつくる災害に強いまちづくり
- ③人材育成と職員力の向上
- ④ICTの利活用による業務効率化
- ⑤公共財産の総合的管理及び適正な契約執行

3. 上記目標を達成するために令和4年度に実施する主な事務事業

- ・行財政改革大綱に基づく行政経営の効率化、財政基盤の強化を推進
 - ・防災事業：部署横断的な国土強靱化対策、ならびに計画策定
- ※「国土強靱化基本計画」については、施策分野ごとの推進方針を分析しながら、横断的組織構築、福津消防署新設も視野に入れ、取り組んでいる。
- ・職員研修事業によって能力向上、意識改革をすすめ、業務改善に努める
 - ・電算システム維持管理業務を進めるとともに、DXによる市民サービス向上に努める
 - ・市営住宅：令和2年度実施のPFI導入可能性調査結果をもとに扶助的要素のある市営住宅の今後のありかたを考えていく

【市民部】

1. 使命・中期的目標

常に市民に信頼される窓口として身近な存在である市民部では、「社会保障と税番号制度(マイナンバー制度)」の普及に力を入れているが、これは個人の様々な情報を確認する社会基盤となっているし、これからますますそうなるからである。また、市民に納めていただく市民税等は、市の貴重な自主財源であり、国民健康保険や公費医療、国民年金は市民にとって安心して生活するための大切な制度である。また、基本的人権を尊重し、これを啓発することも市の責務であり、市民部の業務は、市役所の基礎部分といえる。住基情報や税情報が福祉サービス等の基準になることは周知のとおりであるが、少子高齢化に直面する地域社会で必要になる住民サービスの充実や地域活性化のために、マイナンバー制度の「インフラ整備」が求められる。この必要性は一昨年以降の新型コロナ感染拡大により拍車がかかった。さらには、行政手続きの利便性の向上が重要視されることを考えるとき、多様化する市民ニーズに対応できる窓口になるようアップデートの取組みを推進せねばならない。

2. 令和4年度以降の重点取り組み

- ①マイナンバーカードの普及促進
- ②自主財源の確保
- ③公費医療制度

- ④国民健康保険
- ⑤人権及び男女共同参画

3. 上記目標を達成するために令和4年度に実施する主な事務事業

- ・マイナンバーカード取得促進のため、市役所以外の場所での出張申請
- ・重度障がい者の保険診療による医療費のうち、自己負担分の一部を福津市と県で助成
- ・健康づくりスタートアップ事業：40～60歳までの市民対象に、健康増進室を新規利用し、健康的な生活習慣の定着を図るため、インセンティブを付与(国保会計)
- ・パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度導入事業
- ・DV、セクシャルハラスメントなどの女性の人権に関する問題解決のための相談業務

【健康福祉部】

1. 使命・中期的目標

すべての市民がいきいきと安心して暮らせるよう、健康づくりと福祉の充実を図る。妊娠期から子育て期には切れ目ない支援を充実させ、子どもたちの居場所や主体的な参加の機会を大切にしていく。子どもから高齢者、障がいがある人たちが、人とつながり、市民同士がともに助け合い支え合う共生社会の実現、生きがいを感じ自己決定や意思尊重を大切にする地域包括ケアのまちづくり、子どもの頃から健康習慣を身につけ、食生活改善や運動で、生涯を通じて健やかに生活できるよう健康づくりを推進する。コロナ禍の影響もあり、生活困窮や生きづらさを抱える多様な市民に寄り添いながら、その人らしく生きていけるよう、庁内連携を図り、関係機関やさまざまな主体とも共働して支援を充実させていく。

2. 令和4年度以降の重点取り組み

- ①心身ともに健やかな子どもの育成
- ②妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援
- ③健康寿命の延伸
- ④地域包括ケアの推進

⑤共生のまちづくり

※障がい分野においては、身体・知的・精神の障がい者のための地域の総合相談の拠点として中核的な役割を担う「基幹相談支援センター」の設置を目指す。

3. 上記目標を達成するために令和4年度に実施する主な事務事業

- ・家庭児童相談室に虐待対応専門員などを増員配置して充実を図る
- ・令和4年度までに「子ども家庭相談総合拠点」を設置
- ・すまいるパワーアップ事業
- ・新型コロナワクチン接種事業
- ・市営納骨堂民営化事業
- ・医療的ケア児保育支援事業

※大和保育所に看護師を増員配置、看護師等を配置した私立保育所に補助金を交付する。

- ・産前・産後サポート事業
- ・がん検診事業及びがん検診推進事業
- ・特定保健指導事業・特定健康診査事業
- ・生活支援体制整備事業

【地域振興部】

1. 使命・中期的目標

まちづくり基本構想のテーマである環境保全、地域産業、観光振興の循環型社会の基盤を整備し、観光と農業・水産業との連携、環境保全などの取組みを進める。観光を地域総体産業としてとらえ、観光を切り口とした地域産業の活性化を促進するとともに、ブランディング力を高め、持続可能なまちづくりを進める。

2. 令和4年度以降の重点取り組み

- ①持続可能なまちづくり
- ②ブランディング
- ③第一次産業振興
- ④地域活性化

⑤環境保全

3. 上記目標を達成するために令和4年度に実施する主な事務事業

- ・観光地域づくり法人(DMO)事業：本市の「稼ぐ力」を引き出すとともにシビックプライドを醸成する観光事業を展開
- ・魅力開発発信事業：福津市に寄せる関係人口増加、認知度向上のための取り組み
- ・津屋崎千軒活性化事業：市による民間資金呼び込みのための計画を基に推進
※令和3年度に既存の公共施設が新たな付加価値機能を備えた施設となるよう計画を策定した。民間においても空き家等を活用した計画が策定されており、この2つの計画を合わせ、民間活力を生かしたまちづくりを進める。
- ・ブランディング事業：「地域商社いいざい」を核に、福津産品を通じて福津の魅力を広く発信し、ふるさと納税寄付金額のさらなる増額を目指す
- ・活力ある高収益型園芸産地育成事業
- ・水田農業担い手機械導入支援事業
※耕作放棄地などの課題解決含む農業活性化のため、ICT、AIを活用した機械、施設等の導入整備に対する補助金を交付する。
- ・水産振興補助金：獲る漁業から育てる漁業への転換を支援
- ・県営ため池整備負担金事業
- ・環境保全事業：生物多様性を保全するため、市民、団体、教育機関、事業者等と連携

【都市整備部】

1. 使命・中期的目標

誰もが安心して安全に暮らしていけるように、道路、河川、公園や下水道などの都市インフラの整備を行っていく。また、それらの適正な維持管理を経費の平準化を見据え行う。

近年の人口増加により都市化が進む中、自然共生型都市の形成に向けて必要な土地利用規制や道路網整備を進める。また、雨水を適正に排水するための雨水総合管理計画の策定を検討する。交通弱者の移動手手段の確保のため、持続可能な公共交通網を形成する。

2. 令和4年度以降の重点取り組み

- ①都市基盤の維持管理
- ②暮らしやすい都市基盤整備
- ③将来を見据えた土地利用、道路網整備
- ④公共交通の維持
- ⑤近年の人口増加により都市化が進む中、自然共生型都市の形成に向けて必要な土地利用規制や道路網整備を推進

3. 上記目標を達成するために令和4年度に実施する主な事務事業

- ・市道維持事業：道路パトロールや通報などにより、道路の不具合箇所を把握し、機能回復のための工事を行うとともに、道路植栽などを適正に管理し安全に通行できる道路として管理
- ・狭あい道路整備促進事業：社会資本整備総合交付金を活用し、整備を実施
- ・橋梁長寿命化修繕工事：市内全域の橋梁を、適正な維持管理を前提に、費用の削減や平準化を行いつつ、社会資本整備総合交付金を活用し、整備を実施
- ・東福間・若木台地区管路長寿命化事業、光陽台地区管路施設調査事業：下水道管路敷設年度が古い団地を対象とし、カメラ調査を行い、老朽化の進んだ管路について内面補修などを行い、不明水流入の解消を図るとともに、流下能力の向上を図る
- ・津屋崎浄化センター改築工事、福間浄化センター増築工事
- ・本木地区管渠築造工事
- ・東福間駅周辺地域団地再生事業：東福間駅周辺地域にぎわい再生に係る民間資金等活用導入可能性調査業務により取りまとめた事業スキームに基づき、民間事業者を公募
- ・コミュニティバス運行委託事業

【教育部】

1. 使命・中期的目標

福津市では、教育委員会事務局に教育部を設置している。

教育部の使命は、ライフサイクルの多様化、情報技術等の発展など急速な社会変化の中で、豊かな心、たくましく生きる能力、学ぶ意欲、社会の変化に主体的に対応

できる能力など、「生きる力」を備えた児童・生徒の育成を目指して、一人ひとりを大切にした教育を推進することである。

また、図書館、公民館、カメラアステージを拠点とした文化ならびに生涯学習の振興、世界文化遺産の関連遺産群に登録された古墳群など文化財の保護・活用、伝承行事、地域学習を通してふるさとへの誇りを育むことにある。

福津市には人づくり・地域づくりブランドである「郷育カレッジ」「郷づくり」というしくみがあり、平成20年度から推進している「コミュニティ・スクール」との連携を図っている。

今後も、「第二期福津市教育総合計画」に掲げる基本目標の具現化にむけ、市が掲げる「教育大綱」や「まちづくり基本構想」の施策に資するよう、市長部局との連携を図りながら、教育総合計画の重点目標「福津の豊かな自然や環境、歴史や文化とのつながりを活かした学びの充実」等に基づき、施策の取組みを進める。

2. 令和4年度以降の重点取り組み

- ①学校における教育環境の整備・条件の整備
- ②過大規模校における対応(ソフト)
- ③過大規模校における対応(ハード)
- ④郷育カレッジの推進・生涯学習の充実
- ⑤世界文化遺産等の保存・活用

※津屋崎千軒など、文化財としての保全ならびに観光資源としての活用

3. 上記目標を達成するために令和4年度に実施する主な事務事業

- ・少人数教育指導
- ・地域学校共同事業
- ・ICT 学習環境整備事業(GIGA スクール事業)
- ・福間小学校整備改修事業
- ・福間中学校整備改修事業
- ・福間南小学校の児童が昼休み時に使用する隣接する中規模都市公園の整備事業
- ・福間中学校第二運動場整備事業
- ・福間小学校プール解体に伴う運動場拡張整備

- ・福間南小学校プール解体に伴う跡地利用計画
- ・津屋崎小学校整備改修事業、新共同調理場建設事業
- ・新設校建設事業
- ・カレッジ講座運営事業
- ・図書館施設整備事業
- ・アンビシャス広場推進事業
- ・複合文化センター管理運営・改修事業
- ・世界遺産保存活用事業
- ・古墳公園史跡等購入事業
- ・津屋崎古墳群保存整備事業

【まちづくり推進室】

1. 使命・中期的目標

まちづくり基本構想の将来像「人も自然も未来につながるまち、福津。」の実現のため基本構想の達成状況の把握や評価に加え、地方創生に係る「まち・ひと・しごと創生総合戦略」及びSDGs未来都市として「SDGs未来都市計画」の進捗管理を担当する。目の前の課題解決に埋没せず、常に長期的なビジョンを描き、社会情勢や財政状況の変化をとらえ、市役所内の各部署の羅針盤となる。そのために産官学民との連携により情報、人、資金などのリソースの獲得と活用を加速させる。政策経営部門の遂行事業は最小限とし、戦略策定と推進、全体最適の視点での政策立案の支援、市長（副市長）の補助、新たな取り組みの立ち上げ支援などを通じて、福津市の価値の創造と資源の最大化をリードする。市民共働部門は災害の頻発や高齢化等による社会状況の変化から地域自治を中心に人のつながりを重視した活動の重要度が増しているため、活動の持続可能性の向上のため現状の問題把握を行い着実かつ柔軟に課題設定を行い解決に向けた対策を講じる。市民共働に加え公民連携を推進し、第三者機関等の設置による取り組みを進める。広報部門は従来の行政から住民へのお知らせ型広報を脱却し住民ニーズを把握した住民の求める広報を行うとともに、マスコミ等との関係を強化しながら市外も意識した戦略的広報を推進する。

2. 令和4年度以降の重点取り組み

- ①行政経営システムの構築
- ②郷づくりによる地域自治の推進
- ③中間支援機能の導入による市民共働・公民連携の促進
- ④市政情報の発信内容・手段等の改善

3. 上記目標を達成するために令和4年度に実施する主な事務事業

- ・行政経営システム構築事業
- ・行政評価推進事業
- ・共働推進事業
- ・中間支援機能構築事業
- ・広報紙発行事業
- ・公式ホームページ運営事業
- ・福津市宣伝広報事業

おわりに

新年度は、上記の部単位のテーマにも関連しますが、多くの市民に愛され続けてきた福祉施設である夕陽館や津屋崎行政センターのあり方、社会教育施設として文化芸術の活動発表の場となり、市民に愛され利用されている中央公民館の最適利用やマネジメントの考察、大和保育所の役割や運営について審議する審議会の設置、公立幼稚園をいかに運営していくかなどの課題に取り組みます。また、地域自治、住民自治と参画、これを担保、保証する条例をはじめ、コミュニティの検証などを審議する審議会の設置など、市民の皆さまと一緒に考えていかねばならない取組みを行ってまいります。

公共施設の考え方について、総量削減とは、そもそも自治体の財政状況の改善の一つの手段ではあっても、目的ではございません。財政状況の改善が必要になる理由とは、自治体が公共サービスの質を向上させるためであり、必要最低限の公共サービスを継続させるためです。仮に公共施設の総量削減が実現しても、公共サービスの質も低下すれば、本来の目的は果たせません。よって必要最低限の公共サービスを将来的にも継続できるのであれば、総量削減の優先順位は低くなることを理解したうえで、第3次行財政改革大綱を、昨年12月にお示しさせていただきました。

公共施設の再整備では、公共施設の多少ではなく、公共サービスの質の向上もしくは継続が実現できる「方法」こそが問われているのです。官民のさらなる連携による財源調達による行革を総合調整権を持つ市長の責務として、職員の奮闘に期待しつつ市政運営にあたります。公共施設の適正規模・配置は、今ある公共施設の運用管理次第で変わってくるものです。この先、財政状況が厳しくなることが予想されるからこそ、公共施設の総量削減だけではなく、公共サービスの質の向上もしくは必要最低限の継続を実現する、整理や納め方を本気で考えねばならないのです。これはハード面の「整理」だけにとどまるものではありません。地域とかかわる普段の市役所と職員の姿勢にもかかっており、市民のみなさまや民間企業との「共働」という視点から、その解決法を見出すのが新年度の取組みであります。行革をウィズコロナ・アフターコロナにおいて地域産業の活性化や豊かな生活の実現を目指すポジティブな活動にしていくべく、面倒や大変さに本気で向き合う意識改革を私の使命として行動するつもりでございます。

新年度も市民の皆さまが日々の不安や不満、おかしいと思うことがあれば、対話をいたしましょう。そうしたプロセスを経て、折り合いながら配慮し、ルールづくり、気づきとともに

ある落としどころを“発見”してまいりましょう。

法律論だけでなく、権利論だけでなく、または義務論だけでなく、活力と安心、幸せを追求する、そんな市役所であり、市政運営でありたいと思います。

今年度も皆さま、どうぞよろしくお願いいたします。

令和4年2月22日

福津市長 **原崎 智仁**

令和4年度 経営方針

【目次】

総務部	14
市民部	16
健康福祉部	18
地域振興部	20
都市整備部	22
教育部	24
まちづくり推進室	26

令和4年度 総務部 経営方針

1. 総務部の使命や中期的目標

引き続き長期対応・共存の必要性が予測されるコロナ感染予防、本市独自の経済支援措置等が求められる状況において、本市業務の総合的な管理と職員の人材育成を進め、適正かつ公正で、可視化された効率的な行財政運営の基盤を確立する。加えて、教育施設再配置計画並びに公共施設等総合管理計画による総量圧縮や行財政改革の進捗管理も柱となる。

また、まちづくり基本構想を実現するため、部内各課で組織目標の達成を目指すとともに、他部、他課と連携強化を図りながら、限られた経営資源にメリハリをつけた配分を行い、人員の適正配置や危機管理体制の充実を企画面、ハード面も意識しながら効果的な施策を展開する。そのためには、事業の見直しや優先順位付けと併せて、新生活様式を見越した事業転換を行い、行政評価の実施はもとより、組織目標・事業目標管理、人材育成が効率的に連動する組織体制の構築を確立していくこととする。(条例に則した基金管理運用、法令、内規、予算執行方針の順守を含むものである)

2. 令和4年度以降の重点取り組み

課題 No.	現状及び課題・問題点	課題や問題を解決するための方針・重点目標
①	【取組テーマ／取組期間】 人口の伸びに伴い、税収、基準財政需要額(普通地方交付税)が増加し、歳入増となっている一方、歳出において、コロナウィルス関連の補償、減免に加えて、義務的経費である扶助費の増加が顕著である。 安定的な財政基盤の構築には、さらなる歳出削減および事業の取捨選択、転換、そして恒常的な歳入の確保(税外収入)が必要である。また、特別会計・企業会計への基準外繰り出し(独立性)も念頭に置く。 多様化する行政ニーズに対応していくためには「選択と集中」を明確にし、特定目的基金の計画的取り崩し、積み立て、財務省が示す準経常経費に関する指標の分析等も必要と考える。	持続可能な行財政運営 令和4年度～令和8年度 行財政集中改革プランに引き続き、第3次行財政改革大綱を策定した。今後は各部署において進捗管理を確実に行うとともに、全庁的な業務改善を含め、まちづくり基本構想(計画)に基づく行政評価、事務事業評価との連動を進めていく方針である。 適正課税等税負担公平性の確保にあわせて、受益者負担の適正化を再検討し、使用料の見直しを適宜実施していく必要がある。 また、公共施設等総合管理計画(個別計画)における再配置計画の進捗に合わせて、まちづくり計画実施計画の作成時期も考慮しながら、中期財政見通しを作成していく方針であり、独自指標も念頭におき、計画的な将来負担軽減にも努めていく。
	【基本構想テーマ別目標/基本方針】 0. その他 / 0:計画推進にあたっての基本的な考え方	
	【関連する根拠法令・分野別計画等】 第3次行財政改革大綱(福津市行財政集中改革プラン)	
	【取組テーマ／取組期間】 大雨、台風、地震等災害発生時の市民の安全・安心の確保が強く求められている。 令和2年の反省点を次のステップとして、活かしながら近隣市との境界付近における情報提供、コロナ禍における避難所運営の在り方についてなど自助・共助・公助を主体とした地域防災力の向上と危機管理体制の強化が必要である。また、気象庁、マスメディアの情報入手しながら、市民への情報伝達手段、方法を考慮していくことが重要である。 また、「国土強靱化」については、国の方針を注視していくとともに、本市の実情を把握する。	市民とつくる災害に強いまちづくり 令和4年度～令和7年度 防災行政無線の活用を含んで、防災情報伝達システムにより市内全域で一律に安定した市民への情報提供、周知ができるように工夫をし、内部的にはBCPを再確認し、災害発生時の各自の役割分担を把握していくこととする。 また、避難所運営については、郷づくり単位での協力体制を構築していく方針であり、必要に応じて地域防災計画を見直し、民間との連携による受援体制の充実策を講じていくこととし、内部的には、協議体との連携を強化することも重要だと考える。 なお、「国土強靱化基本計画」については、施策分野ごとの推進方針を分析していきながら横断的組織構築、福津消防署の新設も視野に入れ、既存補助事業の要件化にも留意しながら、本市の現況に合わせて、取り組んでいく方針である。
【基本構想テーマ別目標/基本方針】 4. 安全安心 / 1:災害に強いインフラ整備と地域防災力を強化する		
【関連する根拠法令・分野別計画等】 災害対策基本法、福津市地域防災計画、福津市水防計画書・(国土強靱化計画)		
③	【取組テーマ／取組期間】 権限移譲並びにコロナウィルス対応等により、各部署の業務量が増加し、人員不足、時間外勤務が生じている状況にあるため、全庁的に、紙ベースから電子化によるデータベースシステムへ徐々に移行していくことが重要である。 また、国の指定調査の中で規模が大きく、特に重要なものは、次期国勢調査への方向性も含め、調査員の確保やインターネットを活用し、安全かつ確実に実施していく環境・体制整備が必要である。 なお、市長直轄部署の位置づけ、条例と規則の整合性は、市民へわかりやすく示していくことが求められる。	人材育成と職員力の向上 令和4年度～令和5年度 コロナ禍における感染予防等職員の健康管理及び労基法上の観点も考え、適正人員配置組織編成による事務効率化を徹底、人事評価制度の充実を行っていくとともに、多様な人材確保、令和2年度の「庁舎内研究チーム」の提言等を反映できるよう管理部門(部署)を主とする市の総合的管理をボトムアップも考慮しつつ推進していく。 また、明解な文書管理、情報公開制度などの仕組みを透明性が高いものにする一方で、説明責任を果たし、まずは、例規整備による法令順守(内部統制の前提)をおこなうこととする。
	【基本構想テーマ別目標/基本方針】 0. その他 / 0:計画推進にあたっての基本的な考え方	
	【関連する根拠法令・分野別計画等】 福津市職員「み・ら・い」行動計画、福津市人材育成基本方針	

課題 No.	現状及び課題・問題点	課題や問題を解決するための方針・重点目標
④	【取組テーマ/取組期間】	ICTの利活用による業務効率化 / 令和4年度～令和5年度
	主に庁舎内におけるシステム構築、環境整備による事務効率化を図ることとしているが、既存システムの分析による互換性調査等が必要である。テレワークについては、運用ルールの調整及び機器の手配を考慮しつつ、国が提供するシステムを活用しているが、永久的な提供ではない。国が示しているシステム標準化、デジタル庁による情報・予算措置には、注視していくことが重要である。(費用は削減できてもカスタマイズ部分が後退する可能性が高い。)	AI、RPA等ICTを活用したシステム導入や申請手続きの簡素化、定型的で大量に生じるデータ入力作業を自動化、スリム化できるよう関係部署との連携強化の上、新生活様式(DX等)を念頭におきながら業務の洗い出しを行っていく。一方、情報セキュリティ面を重視しながら職員の情報リテラシーの向上をめざしていくことも重要と考える。本市のセキュリティポリシーを明確化し、ICT活用方針を作成していく。
	【基本構想テーマ別目標/基本方針】	0. その他 / 0:計画推進にあたっての基本的な考え方
	【関連する根拠法令・分野別計画等】	第2期福津市まち・ひと・しごと創生総合戦略、第3次行財政改革大綱
⑤	【取組テーマ/取組期間】	公共財産の総合的管理及び適正な契約執行 / 令和4年度～令和8年度
	普通財産については、未利用財産の民間等への売却、貸付を推進しており、行政財産である公共施設については、過去からのアセットマネジメントによる長寿命化計画等を活用しながら、公共施設等総合管理計画における総量圧縮(目標20%)にむけて市営住宅を含む個別計画をまとめながら、再配置計画を進めている。(施設ごと分類、機能整理、統廃合、長寿命化)契約については、入札・契約事務や結果をホームページで公表し、開示を行っている。	公有(普通)財産の適正管理・利活用及び遊休財産の処分は引き続き実施していく方針であり、公共施設等総合管理計画については、学校建設等方向性の進捗並びに第3次行財政改革大綱等と整合を図りながら進めていくこととしている。施設の維持管理については、指定管理を含む民間活力(PFI、FM等)導入を考えていく。また、入札・契約については、「ガイドライン」に基づき、検証及び適正な執行を心がける。
	【基本構想テーマ別目標/基本方針】	4. 安全安心 / 2:暮らしやすさを実感できる生活基盤を整備する
	【関連する根拠法令・分野別計画等】	福津市公共施設等総合管理計画、福津市建物長寿命化計画

3. 重点目標を達成するために令和4年度に実施する主な事務事業

事務事業名	事業概要	款項目	課題 No.
行財政改革大綱策定事業	第1次、第2次行財政改革大綱、行財政集中改革プランを引継ぎ、さらなる行政経営の効率化、財政基盤の強化を推進していく	2.1.1	①
防災事業	備蓄計画に基づく災害備蓄品の整備、地域防災推進員の育成、防災情報の周知徹底を進めるとともに、横断的に国土強靱化対策に取り組んでいく	9.1.4	②
職員研修事業	職級別の階層別研修、専門研修、政策課題研修により、職員全体の能力向上や意識改革をすすめる、業務改善に努めていく	2.1.1	③
電算システム維持管理事業	国の標準化システムへの移行を視野にいたした基幹系、内部系、統合型システムの効率的な維持管理業務を進めるとともに、DXによる市民サービスの向上に努めていく	2.1.7	④
市営住宅管理運営事業	公共施設等総合管理計画に掲げる総量圧縮20%を目標として、各個別計画を進める中において、扶助的要素のある市営住宅の今後の方針を長寿命化計画並びにR2年度実施のPFI導入可能性調査結果をもとに、今後のあり方を考えていく	8.5.1	⑤
事業の総括指針	まちづくり計画のもと、PDCAサイクルの充実、行政評価と行財政改革の連動、中期財政見通しのローリングが確実に実施できる体制の構築が必要 令和4年度については、地方財政計画の主要歳出科目とされている(1)地域社会のデジタル化の推進、公共施設の脱炭素化の取組等と推進、消防・防災力の一層の強化を今後に向けて体制整備に努めるという財政ポイントを念頭に置く 監査事務局、会計課との連携(決算監査、基金運用)も重要視される *公文書適正化委員会設置検討(仮称)、統合内規作成 *基金運用委任規程、公金管理運用基準の制定)	総務部	

令和4年度 市民部 経営方針

1. 市民部の使命や中期的目標

常に市民に信頼される窓口として、身近な存在である。マイナンバー制度（「社会保障と税番号制度」ともいう。）は、個人の様々な情報を確認する社会基盤。また市民に納めていただく市民税等は市の貴重な自主財源であり、国民健康保険や公費医療等、国民年金は市民にとって安心して生活するための大切な制度。また基本的人権を尊重し啓発することも市の責務。市民部の業務は、市役所の基礎部分ともいえる。

住基情報や税情報が福祉サービス等の基準になることは周知のとおりで、少子高齢化に直面する地域社会で必要になる住民サービスの充実や地域活性化のためにマイナンバー制度のインフラ整備が求められる。令和2年以降コロナにより拍車がかかった。さらに行政手続きの利便性の向上が重要視されるので、社会情勢の変化や多様化する市民ニーズに対応できる窓口になるようにアップデートしていく。

2. 令和4年度以降の重点取り組み

課題 No.	現状及び課題・問題点	課題や問題を解決するための方針・重点目標
①	【取組テーマ／取組期間】	マイナンバーカードの普及促進 / 令和4年度～令和5年度
	国の施策として、「情報連携」や「マイナポータル」、「マイナンバーカード」という、マイナンバー制度のインフラの活用を目指すことが進められている。 「デジタル・ガバメント実行計画」の重点取組事項として、マイナンバーカードの普及促進は挙がっており、行政、社会全体のDX化のカギを握っている。令和3年12月末時点でマイナンバーカードの取得率は48%の状況である。	マイナンバー制度のさらなる理解促進に向けて、セキュリティ対策や利活用について周知して、取得促進を図る。特にマイナンバーカードによりコンビニ交付サービスの利用が可能であることやマイナポータルの活用など、関連部署と連携し広報等によりカード取得促進する。マイナンバーカード申請の出張支援を行い、取得促進と窓口の混雑緩和を図る。新たに令和5年度から戸籍業務もマイナンバーとの情報連携が開始されるので適宜対応を図る。
	【基本構想テーマ別目標／基本方針】	0. その他 / 0:計画推進にあたっての基本的な考え方
	【関連する根拠法令・分野別計画等】	マイナンバー法
②	【取組テーマ／取組期間】	【自主財源の確保】 / 令和4年度～令和6年度
	特に子育て世代を中心の流入は、令和2年度でほぼ落ち着いたと思われるものの依然人口増加傾向にある。そういう中で多くのインフラ等の整備が必要となっている。本市の財源の根幹となる市税収入について歳入確保の徹底を行い、自主財源の確保と新たな財源の創出が求められる。	公平・平等な税負担を目的に徴収事務を遂行するための滞納整理について、更なる効率的、効果的手法の検討をさらに進める。 新たな自主財源として、法人市民税の均等割について現在標準税率であるが、制限税率への改定を、新型コロナの収束状況を考慮しつつ検討する。
	【基本構想テーマ別目標／基本方針】	0. その他 / 0:計画推進にあたっての基本的な考え方
	【関連する根拠法令・分野別計画等】	地方税法
③	【取組テーマ／取組期間】	【公費医療制度】 / 令和4年度～
	子育て世代の流入により、公費医療（子ども・障がい者・ひとり親の3制度）は年々増加傾向にある。公費医療は健康の向上と福祉の増進を図ることを目的として、福岡県の支給制度に市独自の追加施策を行っている。特に障がい者医療、ひとり親医療に関しては、健康福祉部の所管課と連携が必要である。 後期高齢者医療に関しては、年々対象者が増加傾向であり、医療費の増加が見込まれるため、広域連合と連携し保健事業と介護予防の一体的実施が必要。	市独自の施策を通して子育て世代、障がい者等の健康、福祉の増進を図るため関連部署との連携に努める。 後期高齢者については、保健事業と介護予防の一体化事業を関連部署と連携していく。令和4年度後半から後期医療制度が改正されるので、必要な受診が控えられないよう、広域連合と連携し周知を図る。
	【基本構想テーマ別目標／基本方針】	1. 共育 / 2:子育て中の親を支援する環境を充実させる
	【関連する根拠法令・分野別計画等】	福岡県公費医療支給制度・健康保険法

課題 No.	現状及び課題・問題点	課題や問題を解決するための方針・重点目標
④	【取組テーマ／取組期間】	国民健康保険 / 令和4年度～令和5年度
	国保の県単位化に伴い導入された「国民健康保険事業費納付金」は県全体で保険給付費等について、国、県等の公費で賄われない部分を市町村で分ちあう制度だが、高齢化等による保険給付費の増加に乘じ増加傾向である。国保運営方針に基づき激変緩和措置は令和5年度で収束するため、今後の保険料水準の統一化も見据えて、被保険者負担を抑えるために医療費適正化を進めなければならない。	医療費適正化として、①レセプト点検の強化②ジェネリック薬品の普及促進③医療費通知の実施④保健事業を行う。特に④の保健事業として予防、健康づくりを進める。具体的には、特定健診の勧奨やふくとびあの健康増進室を活用した健康づくりを進める。
	【基本構想テーマ別目標／基本方針】	3. 健康 / 1: 日常の中での健康づくりの取り組みを促進する
	【関連する根拠法令・分野別計画等】	国民健康保険法
⑤	【取組テーマ／取組期間】	人権及び男女共同参画 / 令和4年度
	人権課題の一つである、性的マイノリティの人権への関心が社会に広がってきている。性的マイノリティについて社会の無理解による差別や偏見でその存在が見えづらくなっている。多様性を認めあい、一人ひとりの人権尊重が求められる。 男女共同参画については、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、DVの増加や非正規雇用の解雇などの面で、女性に大きな影響を与えている。	第2期福津市人権教育・啓発基本計画に則り、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」の導入に取り組む。人権施策審議会を通じて、市の人権教育・啓発に関する事業の更なる推進を図る。 第2次男女共同参画プラン・ふくつに則り、家庭や地域における男女共同参画の理念に基づく家庭や地域づくりの推進を図る。また、女性特有の課題に特化した相談業務を継続する。
	【基本構想テーマ別目標／基本方針】	3. 健康 / 3: すべての人の自己決定や意思尊重を大切にすしきみを育てる
	【関連する根拠法令・分野別計画等】	第2期福津市人権教育・啓発基本計画、第2次男女共同参画プラン・ふくつ

3. 重点目標を達成するために令和4年度に実施する主な事務事業

事務事業名	事業概要	款項目	課題 No.
マイナンバーカード出張申請事業	マイナンバーカード取得促進のために市役所以外の場所での出張申請を行う	2. 3. 1	①
子ども医療費支給事業	市内に居住する中学校3年生までのこどもについて保険診療による医療費のうち自己負担分の一部を福津市と福岡県で助成する事業	3. 2. 1	③
重度障害者医療費支給事業	重度障がい者の保険診療による医療費のうち自己負担分の一部を福津市と福岡県で助成する事業	3. 1. 8	③
健康づくりスタートアップ事業	40～64歳までの市民対象に、健康増進室を新規利用し、健康への関心を高め、健康的な生活習慣の定着を図るためにインセンティブを付与する	国保会計 6. 1. 2	④
パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度導入事業	性的マイノリティの人権として、カップル及びその子に対する行政サービスの一環として支援する	3. 1. 3	⑤
男女共同参画推進事業	DV, セクシャルハラスメントなどの女性の人権に関する問題解決のため、相談業務等を行う	2. 1. 1 0	⑤

令和4年度 健康福祉部 経営方針

1. 健康福祉部の使命や中期的目標

すべての市民がいきいきと安心して暮らせるよう、健康づくりと福祉の充実を図る。
 妊娠期から子育て期には切れ目ない支援を充実させ、子どもたちの居場所や主体的な参加の機会を大切にしていく。
 子どもから高齢者、障がいがある人たちが人とつながり、市民同士がともに助け合い支え合う共生社会の実現、生きがいを感じ自己決定や意思尊重を大切にす地域包括ケアのまちづくり、子どもの頃から健康習慣を身につけ食生活改善や運動で生涯を通じて健やかに生活できるよう健康づくりを推進する。
 コロナ禍の影響もあり生活困窮や生きづらさを抱える多様な市民に寄り添いながら、その人らしく生きていけるよう、庁内連携を図り関係機関やさまざまな主体とも共働して支援を充実させていく。

2. 令和4年度以降の重点取り組み

課題 No.	現状及び課題・問題点	課題や問題を解決するための方針・重点目標
①	【取組テーマ／取組期間】	心身ともに健やかな子どもの育成 / 令和4年度～令和6年度
	子どもの貧困問題、ひとり親家庭、その他複合的な課題を抱える家庭の増加により、家庭児童相談室での虐待相談や対応件数などが増えている。児童虐待の早期発見と迅速な対応、障がいのあるこどもと家庭への支援の充実等、社会的養護を要することもや家庭への福祉に関する支援体制を強化する必要がある。 すべての子どもと家庭の課題に対し、支援の専門性、人的資源を組織した相談・ソーシャルワーク対応が求められている。	「第2期福津市子ども・子育て支援事業計画」により、子どもの成長を見守り、活動を支え、子育て家庭を支援する事業などを保護者、地域、企業、関係機関と連携、共働して進めていくこととしている。 子どもが心身ともに健やかに育つように、子どもや家庭からの相談に応じ福祉に関する必要な支援を行うために、庁内関係部局と十分に協議し、令和4年度(2022年度)までに「子ども家庭総合支援拠点」を設置する。
	【基本構想テーマ別目標/基本方針】	1. 共育 / 1:子どもの権利を守り、多様な子どもの居場所や主体的な参加の機会を促進する
	【関連する根拠法令・分野別計画等】	子ども・子育て支援法、児童福祉法、第2期福津市子ども・子育て支援事業計画
②	【取組テーマ／取組期間】	妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援 / 令和4年度～令和5年度
	若い世代の転入によって、子育て世代が増加している中、核家族化や地域とのつながりの希薄化により、妊産婦をはじめ母親の孤立感や負担感が高まっている。 妊娠期から出産後の育児不安の解消のための総合的な相談体制の充実が求められている。	妊娠出産期からの子育て支援を強化するため、子育て世代包括支援センターの機能を充実する。 子育てに関する総合相談窓口として各種の相談に応じ必要な情報を提供できるよう情報の一元化と子育て支援アプリ等を活用した情報発信を強化する。 オンラインでの保健指導や地域子育てサロンと連携した支援体制を確保する。 乳幼児健診終了後のすべての親子の実情把握に努め、予防的支援が必要なこどもの早期発見、就学後の支援に活用できるようにする。
	【基本構想テーマ別目標/基本方針】	1. 共育 / 2:子育て中の親を支援する環境を充実させる
	【関連する根拠法令・分野別計画等】	母子保健法
③	【取組テーマ／取組期間】	健康寿命の延伸 / 令和4年度～令和5年度
	生活習慣病の重症化による介護給付費、医療費の増加が課題になっている。 妊娠期から高齢期に至るまで、個々のライフステージに適した健康づくりの取り組みを促進する施策が求められている。	「健康ふくつ21計画(第2次)」「第2期福津市国民健康保険保健事業実施計画(データヘルス計画)・第3期特定健康診査等実施計画」により、生活習慣病の発症予防や重症化予防に取り組み、健康の保持増進を図る保健事業を実施する。 高齢者の心身の多様な課題に対応し、後期高齢者医療制度における保健事業と介護保険の介護予防事業を一体的に実施し、高齢者の健康増進を図る。
	【基本構想テーマ別目標/基本方針】	3. 健康 / 1:日常の中での健康づくりの取り組みを促進する
	【関連する根拠法令・分野別計画等】	健康増進法、高齢者の医療の確保に関する法律、健康ふくつ21計画(第2次)、第2期福津市国民健康保険保健事業実施計画(データヘルス計画)・第3期特定健康診査等実施計画

課題 No.	現状及び課題・問題点	課題や問題を解決するための方針・重点目標
④	【取組テーマ／取組期間】	地域包括ケアの推進 / 令和4年度～令和5年度
	医療や介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域でいきいきを持って安心して生活ができるように、介護保険事業の適切な運営、介護予防の充実、生活支援、認知症施策を進めていく必要がある。 今後の後期高齢者の急増に伴い、医療費や介護給付費のさらなる増大が予想されるため、高齢者の介護予防や生活支援の事業の推進が求められる。	「福津市第9期高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」により、高齢者の社会参加と生きがいづくり、介護予防施策の推進、生活支援・介護予防サービスの充実、認知症施策の推進、高齢者の権利擁護の推進、介護人材の確保などの事業を着実に実施していく。
	【基本構想テーマ別目標／基本方針】	3. 健康 / 3:すべての人の自己決定や意思尊重を大切にすしきみを育てる
	【関連する根拠法令・分野別計画等】	老人福祉法、介護保険法、福津市第9期高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画
⑤	【取組テーマ／取組期間】	共生のまちづくり / 令和4年度～令和6年度
	複合的な生活課題を抱える方、制度の狭間で困っている方、地域社会とのつながりがなく孤立している方など、分野別の縦割りでは対応困難な課題が顕在化しているため、各分野を超えた横断的な連携体制の整備が求められている。	第3期地域福祉計画で「みんなが安心して生活できる共生のまちづくり」を基本理念に、包括的支援体制の構築を目指していく。本人・世帯が抱える課題について、相談を包括的に受け止める体制づくりをすすめる。 障がい分野においては、障がい者(身体・知的・精神)の地域の総合相談の拠点として中核的な役割を担う「基幹相談支援センター」の設置を行う。
	【基本構想テーマ別目標／基本方針】	3. 健康 / 3:すべての人の自己決定や意思尊重を大切にすしきみを育てる
	【関連する根拠法令・分野別計画等】	社会福祉法、第3期福津市地域福祉計画、障がい者基本法、第3期福津市障がい者計画

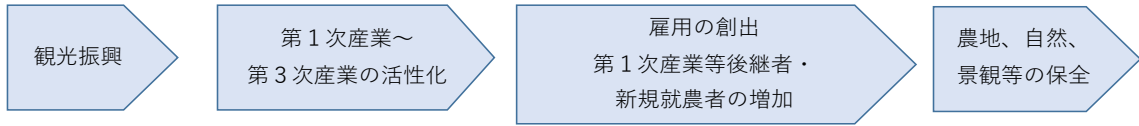
3. 重点目標を達成するために令和4年度に実施する主な事務事業

事務事業名	事業概要	款項目	課題 No.
家庭児童相談室運営事業	家庭児童相談室に有資格者(子ども家庭支援員・虐待対応専門員)を増員配置して支援体制の充実を図る。	3.2.1	①
医療的ケア児保育支援事業	医療的ケア児を受け入れている公立大和保育所に看護師を増員配置する。また医療的ケア児の受け入れのため看護師等を配置し体制を整備した私立保育所に補助金を交付する。	3.2.3	①
産前・産後サポート事業	妊産婦の不安感や孤立感を軽減するため、ヨガや料理教室、ベビーマッサージの講座を実施する。多胎児を養育する保護者向けには交流会や外出の補助、育児サービスを実施する。	3.2.8	②
がん検診事業及びがん検診推進事業	がんの早期発見、早期治療のため、肺、胃、大腸、子宮、乳がんの検診を実施する。また、対象年齢の女性に「無料クーポン券」を送付し女性特有のがんの早期発見を推進する。	4.1.3	③
特定保健指導事業・特定健康診査事業	健診受診率の向上を図る。健診結果に基づき特定保健指導や重症化予防のための保健指導を行う。	国保特会 6.1.1	③
生活支援体制整備事業	地域包括ケアのまちづくりをすすめ、地域の支え合いを推進するため、第2層生活支援コーディネーターの支援体制の充実を図る。	介護特会 4.3.4	④
すまいるパワーアップ事業	健康増進室を活用し、特に高齢者の健康維持増進、介護予防、生活習慣病の発症予防や改善を図るための運動指導を充実する。	介護特会 4.2.1	④
新型コロナワクチン接種事業	新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を実施し、死亡者や重症者の発生を減らし、まん延防止を図る。	4.1.2	—
市営納骨堂民営化事業	市営納骨堂解体設計、灯籠撤去、進入道路等整備実施設計、利用者への説明会を実施する。	3.1.1	—

令和4年度 地域振興部 経営方針

1. 地域振興部の使命や中期的目標

まちづくり基本構想のテーマである環境保全、地域産業、観光振興の循環型社会の基盤を構築し、観光と農業・水産業との連携、環境保全などの取組を進める。まずは観光を地域総体産業として捉え、観光を切り口とした地域産業の活性化を促進するとともにブランディング力を高め、持続可能なまちづくりを進める。



2. 令和4年度以降の重点取り組み

課題No.	現状及び課題・問題点	課題や問題を解決するための方針・重点目標
①	【取組テーマ／取組期間】	持続可能なまちづくり / 令和3年度～令和5年度
	持続可能なまちづくりを推進するためには、観光業に携わる事業者だけでなく、さまざまな団体や市民を巻き込み、連携したうえで主体的、戦略的、効率的、効果的な取り組みを行う必要がある。そのための組織(ひかりのみちDMO福津)を設立し支援することにより、持続可能なまちづくりを進める。	観光基本計画に位置付けられた観光まちづくり組織(DMO)を立ち上げる。DMO法人化後、観光庁へDMOの本登録申請を行う。登録後は、観光庁を始めとした各種国等の補助金を活用した事業に取り組み、また、マーケティング調査、市の強みを生かした観光、農水産業等の循環型経済を構築した持続可能なまちづくりを推進する。
	【基本構想テーマ別目標／基本方針】	7. 観光振興 / 1:国内外の人が何度も訪れたい魅力をもつ
	【関連する根拠法令・分野別計画等】	第2次観光基本計画
②	【取組テーマ／取組期間】	ブランディング / 令和3年度～令和5年度
	福津市の来訪者数及び関係人口増加、知名度、認知度の向上、ふるさと納税寄附誘因のためには、地域の魅力発信強化、福津のイメージを浸透させるプロモーション等の施策が求められている。	地域商社及び民間企業と連携して農水産品のブランディング、商品化、販路拡大、県外へのプロモーションなどによりふるさと納税寄附の誘因に努め、第1次産業の振興及び高付加価値化につながる事業を展開する。観光についてはコロナ収束後を見据えた観光コンテンツ醸成を図る。
	【基本構想テーマ別目標／基本方針】	3:ブランドの構築や管理、販売促進のための活動を強化する
	【関連する根拠法令・分野別計画等】	第2期福津市まち・ひと・しごと創生総合戦略
③	【取組テーマ／取組期間】	第1次産業振興 / 令和3年度～令和5年度
	農水産業を取り巻く環境は厳しさを増す中、農業においては新規就農者等の育成を図るとともに、農作業の効率化や生産性向上、経営の安定化を図る必要がある。農業用施設については、営農者の高齢化や農業従事者の減少により、管理が困難になってきているとともに、老朽化や豪雨、地震などの自然災害に対する大規模な改修が必要になってきている。また、漁業についても同様に後継者不足の解消、経営安定化が求められている。	農業については関係機関と連携し新規就農者の相談、指導、育成を行う。また、農作業の効率化、省力化、経営面積拡大を図るため、ICT、AIを活用した機械、施設等の導入整備については農業者への情報提供に努め、安定した農業を推進する。また、補助事業を活用し農道や水路、ため池を管理が容易な施設として整備するとともに、地震等の災害によりため池が決壊しないよう耐震診断、改修工事を進める。漁業については、獲る漁業から育てる漁業へ転換し、所得の安定化を図る。
	【基本構想テーマ別目標／基本方針】	1:農水産業分野の収益性を向上させ、担い手を育てる
	【関連する根拠法令・分野別計画等】	第2期福津市まち・ひと・しごと創生総合戦略

課題 No.	現状及び課題・問題点	課題や問題を解決するための方針・重点目標
④	【取組テーマ/取組期間】	地域活性化 / 令和3年度～令和5年度
	都市計画マスタープラン、第2次観光基本計画において津屋崎地域は観光の拠点として位置づけられている。津屋崎地域(千軒一帯)への来訪者を呼び込む仕組みづくりと消費を生み事業者の収益向上につながる取組が求められている。	津屋崎地域には様々な公共施設が集中している。令和3年度に既存の公共施設が新たな付加価値機能を備えた施設となるよう計画を策定した。民間においても空き家等を活用した計画が策定されているので、この2つの計画を合わせ、民間活力を生かしたまちづくりを進める。
	【基本構想テーマ別目標/基本方針】	7. 観光振興 / 1:国内外の人が何度も訪れたい魅力をもつ
	【関連する根拠法令・分野別計画等】	都市計画マスタープラン・第2次観光基本計画・第2期福津市まち・ひと・しごと創生総合戦略
⑤	【取組テーマ/取組期間】	環境保全 / 令和3年度～令和5年度
	自然、生物多様性などへ興味関心が薄れてきたものに再び目を向けていく取り組みが求められている。自然環境を保全していくためには、市民、団体、学校、市などが情報を共有し、連携することが必要である。	興味関心をもってもらうため、民間企業、大学と連携して気軽に参加できる環境を整える。また、小中学校での出前講座を開催し、環境教育を推進する。 福津の自然環境は農地も保全機能のひとつである。この農地については地域住民の協力により草刈り等が定期的に行われ保全されているため、市はこの活動を支援していく。
	【基本構想テーマ別目標/基本方針】	5. 環境保全 / 1:受け継がれてきた自然を守り、育てる
	【関連する根拠法令・分野別計画等】	第2次福津市環境基本計画

3. 重点目標を達成するために令和4年度に実施する主な事務事業

事務事業名	事業概要	款項目	課題 No.
観光地域づくり法人(DMO)事業	地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに地域への誇りと愛着を醸成する地域経営の視点に立った観光DMOを設立し、観光事業を展開する。	7.1.3	①
魅力開発発信事業	関係人口増加、知名度、認知度向上のため福津のイメージを浸透させるための施策を展開する。		
津屋崎千軒活性化事業	民間活力を生かしたまちづくりを推進する。市の計画に基づいた施設等の価値を高めるため、市及び民間事業者等で構成する連携会議を設置し、協議を進める。		
ブランディング事業	福津産品を通じて福津の魅力を広く発信し、市の認知度向上を図る。	2.1.13	③
・活力ある高収益型園芸産地育成事業 ・水田農業担い手機会導入支援事業	農作業の効率化、省力化、経営面積拡大を図るため、ICT、AIを活用した機械、施設等の導入整備に対する補助金を交付する。	6.1.3	③
水産振興補助金	獲る漁業から育てる漁業への転換支援	6.1.4	③
県営ため池整備負担金事業	経営基盤強化や下流域家屋やインフラの安全性を確保するため県補助事業を活用して老朽化したため池を改修し、一定の負担金を支出する。①新堤ため池(勝浦)②尻長下・広光ため池(手光)③奥野ため池(須多田)	6.1.4	③
環境保全事業費	生物多様性を保全するため、市民、団体、教育機関、事業者等と連携して意識の醸成を図る。	4.1.6	⑤

令和4年度 都市整備部 経営方針

1. 都市整備部の使命や中期的目標

誰もが安心して安全に暮らしていけるように、道路、河川、公園や下水道などの都市インフラの整備を行っていく。また、それらの適正な維持管理を経費の平準化を見据え行う。
 近年の人口増加により都市化が進む中、自然共生型都市の形成に向けて必要な土地利用規制や道路網整備を進める。また、雨水を適正に排水するための雨水総合管理計画の策定を検討する。
 交通弱者の移手段の確保のため、持続可能な公共交通網を形成する。

2. 令和4年度以降の重点取り組み

課題 No.	現状及び課題・問題点	課題や問題を解決するための方針・重点目標
①	【取組テーマ／取組期間】 / 【都市基盤の維持管理】 / 令和4年度～令和8年度	<ul style="list-style-type: none"> ・地域要望や道路パトロールで判明した危険箇所について早急に改善する。 ・安全かつ快適な通行ができるように、狭小な生活道路を地域の合意形成を図りながら整備を進める。 ・国や県の補助事業を活用し危険性の高い道路や橋梁の長寿命化を図る。 ・敷設年次の古い老朽化した下水管路を重点的に調査し、管路の機能回復を図る。 ・下水処理場の老朽化による機器類を計画的に更新していく。
	<ul style="list-style-type: none"> ・供用している市道には老朽化し通行の危険が予想されるものがあり適正な管理が求められている。 ・生活道路の幅員が狭く緊急車両等の通行を確保する必要がある。 ・供用している河川には老朽化し溢水や護岸破壊の危険が予想されるものがあり適正な管理が求められている。 ・補修が必要な道路・橋梁等の経費を平準化する必要がある。 ・下水道管の老朽化により雨水流入が原因となる下水道管の溢水を防止する必要がある。 ・供用開始からの一定期間経過した下水処理場の機器の故障が増加しているため、計画的に更新していく必要がある。 	
	【基本構想テーマ別目標/基本方針】 4. 安全安心 / 2:暮らしやすさを実感できる生活基盤を整備する	
	【関連する根拠法令・分野別計画等】 第2次福津市都市計画マスタープラン、橋梁長寿命化計画、下水道法	
②	【取組テーマ／取組期間】 / 【暮らしやすい都市基盤整備】 / 令和4年度～令和8年度	<ul style="list-style-type: none"> ・開発協議において、下流域への雨水排水負担を軽減するよう指導していく。 ・将来人口推移を注視し、必要な時期に最大の汚水処理が可能な処理池を整備する。 ・未普及地である本木地区の下水道本管敷設を進める。
	<ul style="list-style-type: none"> ・宅地化が進み雨水排水の河川や水路などにかかる負担が増え溢水や内水氾濫の危険性が高まってきている。 ・急激な人口増加により下水処理場の現行の能力を超える可能性がある。 ・下水道未普及地の整備を進める必要がある。 	
	【基本構想テーマ別目標/基本方針】 4. 安全安心 / 2:暮らしやすさを実感できる生活基盤を整備する	
	【関連する根拠法令・分野別計画等】 第2次福津市都市計画マスタープラン、下水道法	
③	【取組テーマ／取組期間】 / 【将来を見据えた土地利用、道路網整備】 / 令和4年度～令和8年度	<ul style="list-style-type: none"> ・特定用途地区の設定を継続し行い土地の有効利用を進める。 ・道路交通量の調査に基づき都市計画道路を見直し、交通混雑解消の効果的な道路整備を進める。 ・民間活力利用の調査を行い、東福間駅周辺に商業施設の誘致を含めた事業を展開するとともに南北を繋ぐ動線の整備を進め、都市圏から選択される魅力ある地域として整備する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・地域のまちづくりの方向性に合致しない建築物の規制や市の観光資源を有効活用できる土地利用が求められている。 ・交通混雑が頻繁に発生している道路の混雑を緩和するために新たな道路を整備する必要がある。 ・東福間駅周辺は商業施設の閉鎖により生活利便性が低下しているので、公共用地を含めた低未利用地の活用による地域の活性化が求められている。 	
	【基本構想テーマ別目標/基本方針】 4. 安全安心 / 2:暮らしやすさを実感できる生活基盤を整備する	
	【関連する根拠法令・分野別計画等】 第2次福津市都市計画マスタープラン、東福間駅周辺地域にぎわい再生計画	

課題No.	現状及び課題・問題点		課題や問題を解決するための方針・重点目標	
④	【取組テーマ／取組期間】	【公共交通の維持】	令和4年度～令和8年度	
	<ul style="list-style-type: none"> ・移動が困難な高齢者等の移手段を確保し生活を守る必要がある。 ・民間の公共交通と行政が連携し公共交通を維持していく必要がある。 		<ul style="list-style-type: none"> ・福津市地域公共交通網形成計画に基づき、民間公共交通と行政の役割分担を行い、都市間を結ぶ幹線を民間で、拠点と地域を結ぶ支線を行政が担い公共交通を維持していく。 ・民間の赤字バス路線を補助金などにより支援し、路線を維持していく。 	
	【基本構想テーマ別目標/基本方針】	4. 安全安心	/	2: 暮らしやすさを実感できる生活基盤を整備する
	【関連する根拠法令・分野別計画等】	福津市地域公共交通網形成計画		

3. 重点目標を達成するために令和4年度に実施する主な事務事業

事務事業名	事業概要	款項目	課題No.
市道維持事業	道路パトロールや市民からの通報などにより道路の不具合箇所を把握し、機能回復のための工事を行うとともに、道路植栽などを適正に管理し安全に通行できる道路として管理する。	8.2.2	①
狭あい道路整備促進事業	狭小な道路を拡幅することで、安全かつ快適な通行ができるよう、社会資本整備総合交付金を活用し、整備を行う。 ①津屋崎40号線道路改良（計画延長L=130m、計画幅員W=5.0m） ②上小・古内殿線道路改良（計画延長L=380m、W=6.0m）	8.2.4	①
橋梁長寿命化修繕工事	市内全域の橋梁を、適正な維持管理を前提に、費用の削減や平準化を行いつつ、社会資本整備総合交付金を活用し、以下の業務を継続して行う。 ①橋梁点検、2巡目（対象N=65橋） ②補修設計（対象N=7橋） ③補修工事（対象N=7橋）	8.2.5	①
東福間・若木台地区管路長寿命化事業、光陽台地区管路施設調査事業	下水道管路敷設年度が古い団地を対象とし、カメラ調査を行い、老朽化の進んだ管路について内面補修などを行い、不明水流入の解消を図るとともに流下能力の向上を図る。	公共下水道事業会計資本的支出4.1.1	①
津屋崎浄化センター改築工事、福間浄化センター増築工事、浄化センター運転管理業務委託	津屋崎浄化センターは供用開始から概ね20年を経過したため、国庫補助事業を活用し計画的に機器類の更新を図る。福間浄化センターは処理区域の人口増加により汚水流入量が増加し、確実な汚水処理を行うため施設の増築を行い対応する。両浄化センターの運転管理業務委託を行い、例月の管理会議などにより水質の確認、機器類の状態把握を確実にし安定した水処理を行う。	公共下水道事業会計収益的支出2.1.2	①、②
本木地区管渠築造工事	下水道未普及地域である本木地域について、国庫補助事業を活用した管路築造を行い、未普及の解消を図る。	公共下水道事業会計資本的支出4.1.1	②
東福間駅周辺地域団地再生事業	東福間駅周辺地域にぎわい再生に係る民間資金等活用導入可能性調査業務により取りまとめた事業スキームに基づき、民間事業者の公募を行う。	8.4.1	④
コミュニティバス運行委託事業	市内タクシー事業者2社に業務委託し、ふくつミニバス5路線の運行を実施。	2.1.6	⑤

令和4年度 教育部 経営方針

1. 教育部の使命や中期的目標

本市では、児童・生徒の健全で安全かつより快適な教育環境を整えるとともに、生活にゆとりや活気をもたらす芸術文化活動の振興など、一人ひとりの人間形成を支援するための組織として、教育委員会事務局に「教育部」を設置している。

「教育部」の使命は、経済のグローバル化、ライフスタイルの多様化、人工知能の進化や情報技術等の飛躍的な発展など急速な社会の変化の中で、豊かな心を持ちたくましく生きる能力や、自ら学ぶ意欲と社会の変化に主体的に対応できる能力など、「生きる力」を備えた児童・生徒の育成をめざして、一人ひとりを大切に教育を推進することである。

また、市民一人ひとりが輝き、郷土を愛し、つながりあうまちとして発展できるよう、市に関わる様々な人や団体との連携・共働によるまちづくりの推進、図書館・公民館、カメリアステージを拠点とした文化並びに生涯学習の振興、津屋崎古墳群をはじめとする文化財の保護・活用、伝承行事、地域学習や活動等を通して、地域の魅力を高め、郷土への愛着と誇りを育んだりすることにある。

平成20年度から「コミュニティ・スクールの推進」を教育施策の柱に据えて、「夢や希望を持ち、健やかに育つ子ども」の育成、教育の光をすべての子どもに届け、一人ひとりを見失わない教育活動などに取り組んできた。これらの教育活動を効果的に行うため、人づくり・地域づくりブランドである「郷育カレッジ」、「郷づくり」というしくみがあり、「コミュニティ・スクール」との連携を図っている。このことにより、学校・家庭・地域の3者が共働して子どもを育てることを通じ、地域の方々には、出会いや居場所、自己実現や活躍の機会が生まれ、家庭にとっても子育て支援体制や学びの場の充実、教育力の向上に繋がっている。

今後も、第2期福津市教育総合計画に掲げる基本目標の具現化に向け、市が掲げる「教育大綱」や「まちづくり基本構想」の施策に資するよう、市長部局との連携を図りながら、教育総合計画の重点目標である「未来を創造するための、確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成」「未来に向けて豊かに学び続ける福津型学びの循環の構築」「福津の豊かな自然や環境、歴史や文化とのつながりを活かした学びの充実」に基づき施策の取り組みを進める。

2. 令和4年度以降の重点取り組み

課題 No.	現状及び課題・問題点	課題や問題を解決するための方針・重点目標
①	【取組テーマ／取組期間】	学校における教育環境・条件の整備 / 令和4年度～
	【学校における教育環境・条件の整備】 令和の日本型学校教育、教科担任制、35人学級の段階的導入など、国の制度変革への対応に備える必要がある。また、令和2年度に整備したGIGAスクール構想実現のための一人1台のPC端末を、今後の授業等での利用を進める必要がある。	○未来を創造するための学力、豊かな心、健やかな体の育成 ・小中9年間の接続を重視したコミュニティ・スクールの推進 ・ICTの実践的な活用に向けた仕組みの構築 ・35人学級の導入、特別支援学級の増による教室不足に対応した施設整備
	【基本構想テーマ別目標／基本方針】	1. 共育 / 1: 子どもの権利を守り、多様な子どもの居場所や主体的な参加の機会を促進する
	【関連する根拠法令・分野別計画等】	
②	【取組テーマ／取組期間】	過大規模校における対応(ソフト) / 令和4年度～
	人口増に伴う過大規模校において、学校運営や児童生徒の教育環境に影響を及ぼしている。	○過大規模校の教育環境の向上 ・学校運営や教育環境への影響の軽減策を、ソフト面から検討・構築
	【基本構想テーマ別目標／基本方針】	1. 共育 / 1: 子どもの権利を守り、多様な子どもの居場所や主体的な参加の機会を促進する
	【関連する根拠法令・分野別計画等】	
③	【取組テーマ／取組期間】	過大規模校における対応(ハード) / 令和4年度～
	児童生徒数増加による過大規模校化、小学校における35人学級の段階的導入、特別支援学級増加による教室不足に対して増改築による整備を実施する。分離新設校の建設計画の推進に併せて他校においても老朽化への対応を実施する。	○未来を創造するための学力、豊かな心、健やかな体の育成 ・新設校も含めた学校施設の整備 ・児童生徒数の推計による的確な必要教室数の推計と校舎の増改築
	【基本構想テーマ別目標／基本方針】	1. 共育 / 1: 子どもの権利を守り、多様な子どもの居場所や主体的な参加の機会を促進する
	【関連する根拠法令・分野別計画等】	
④	【取組テーマ／取組期間】	郷育カレッジの推進・生涯学習の充実 / 令和4年度～
	生きがいづくり、人材育成等の観点から、生涯学習の推進に不可欠な「機会」と「場」と「人と人の結び付き」の提供を念頭に、既存事業の更なるブラッシュアップが求められている。	○未来に向けて豊かに学び続ける「福津型学びの循環」の構築 ・コミュニティ・スクールの新化期に際し、更なる連携を具現化するための仕組みの構築 ・地域学校協働活動の充実を図るための仕組みの構築
	【基本構想テーマ別目標／基本方針】	3. 健康 / 2: 生涯学習や活躍の機会を通じた生きがいを増進する
	【関連する根拠法令・分野別計画等】	
⑤	【取組テーマ／取組期間】	世界文化遺産等の保存・活用 / 令和4年度～
	民間事業者所有の公有地化が完了し、改めて世界遺産の保存と活用の在り方が求められている。時代背景として、文化財をキーワードに観光、学校教育等とのコラボレーションを念頭に推進することが肝要である。	○福津の豊かな自然や環境、歴史や文化とのつながりを活かした学びの充実 ・新原奴山古墳群全体の一体的な保存・活用の実現に向けた計画の策定 ・津屋崎千軒など、文化財としての保全並びに観光資源としての活用
	【基本構想テーマ別目標／基本方針】	5. 環境保全 / 1: 受け継がれてきた自然を守り、育てる
	【関連する根拠法令・分野別計画等】	

3. 重点目標を達成するために令和4年度に実施する主な事務事業

事務事業名	事業概要	款項目	課題 No.
少人数教育事業	市立小中学校に少人数教育指導員を配置し、児童生徒の学習、生活面で、個に応じた細やかな支援を行うことにより、より質の高い学級運営、教職員の負担軽減及び授業の効率化を図る。	10.1.2	①, ②
地域学校協働事業	各校に地域学校協働活動推進員を、各中学校区に統括的地域学校協働活動推進員を配置し、地域住民等と学校との間の情報の共有を図り、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行うことにより、学校教育の充実を図る。	10.1.2	①
ICT学習環境整備事業 (GIGAスクール事業)	配備した児童生徒一人1台のタブレット型端末、各学校に整備した大容量通信ネットワークを有効に活用することにより、ICTを基盤とした先端的技術を効果的に活用し、個別最適化された学習を進める。	10.2.3 10.3.3	①
福間小学校整備改修事業	教室不足による校舎増築、老朽化した校舎を改修し、普通教室、特別教室、管理諸室などの教育環境を整える。	10.2.3	③
福間中学校整備改修事業	給食棟の増築や、部室・卓球場棟・第2グラウンドの整備工事、駐車場整備などの外構工事を実施することにより教育環境を整える。	10.3.3	③
津屋崎小学校整備改修事業 新共同調理場建設事業	児童生徒数の増加に伴う給食食数の不足に対応するため、津屋崎小学校敷地内に共同調理場を建設する。併せて津屋崎小学校の教室不足への対応も図ることから、増築棟と一体的な構造とする。 今回整備する共同調理場からは、市内の不足する給食調理場や新設校への配送も行う計画である。	10.2.3 10.7.3	③
新設校建設事業	福間中学校区の過大規模校対策として、令和9年度からの開校に向け、新設校の建設事業に着手する。	10.2.3 10.3.3	③
カレッジ講座運営事業	地域の特性に着目した講座の開催、「ひと、もの、こと」を活かした学習機会の提供	10.6.6	④
図書館施設整備事業(仮称)	図書館経営方針を実現するための滞在型図書館としての環境整備	10.6.3	④
アンビシャス広場推進事業	放課後等における子どもの居場所確保並びに地域住民との世代間交流の実施	10.6.1	④
複合文化センター管理運営・改修事業	文化会館、図書館及び歴史資料館が市の文化拠点並びに地域がつながる機能を有した施設となるよう、適正な管理運営の実施	10.6.4	④
世界遺産保存活用事業	世界遺産を共有する福岡県や宗像市とともに保存活用のための企画や事業を実施する。また新原・奴山古墳群に花植え等を実施することで来訪者を増やし、古墳群整備への理解を求めるとともに観光地等へ周遊を図る。	2.1.13	⑤
古墳公園史跡等購入事業	国指定史跡「津屋崎古墳群」の適正な保存管理と古墳公園として活用するために、国県の補助を受けて公有化を図る。とりわけ世界遺産である新原・奴山古墳群を優先し、カントリーエレベーターの公有化に取り組む。	10.6.5	⑤
津屋崎古墳群保存整備事業	新原・奴山古墳群を優先し、国県補助を受けて34号墳修復や19号墳調査などに取り組む。	10.6.5	⑤

令和4年度 まちづくり推進室 経営方針

1. まちづくり推進室の使命や中期的目標

まちづくり基本構想の将来像「人も自然も未来につながるまち、福津。」の実現のため基本構想の達成状況の把握や評価に加え、地方創生に係る「まち・ひと・しごと創生総合戦略」及びSDGs未来都市として「SDGs未来都市計画」の進捗管理を担当する。目の前の課題解決に埋没せず、常に長期的なビジョンを描き、社会情勢や財政状況の変化をとらえ、市役所内の各部署の羅針盤となる。そのために産官学民との連携により情報、人、資金などのリソースの獲得と活用を加速させる。政策経営部門の遂行事業は最小限とし、戦略策定と推進、全体最適の視点での政策立案の支援、市長（副市長）の補助、新たな取り組みの立ち上げ支援などを通じて、福津市の価値の創造と資源の最大化をリードする。市民共働部門は災害の頻発や高齢化等による社会状況の変化から地域自治を中心に人のつながりを重視した活動の重要性が増しているため、活動の持続可能性の向上のため現状の問題把握を行い着実かつ柔軟に課題設定を行い解決に向けた対策を講じる。市民共働に加え公民連携を推進し、第三者機関等の設置による取り組みを進める。広報部門は従来の行政から住民へのお知らせ型広報を脱却し住民ニーズを把握した住民の求める広報を行うとともに、マスコミ等との関係を強化しながら市外も意識した戦略的広報を推進する。

2. 令和4年度以降の重点取り組み

課題No.	現状及び課題・問題点	課題や問題を解決するための方針・重点目標
①	【取組テーマ／取組期間】 行政経営システムの構築 市政運営を進める上での既存の仕組み（行政評価や人事評価、予算編成など）の連関が十分でないため、現状では効果的な行政経営が行える環境が整っていない。	令和3年度～令和4年度 まちづくり基本構想に掲げる「創造的な行政経営による変革」を進めるため、部経営の推進や職員の創造性・政策立案力の向上を通じて自律的なマネジメントによる組織運営の実現を目指す。 1.理想的な行政経営を実現するために、行政評価や人事評価、予算編成などの仕組みを有機的に繋げた行政経営システムの構築とシステムの運用ルールを定める 2.システムの考え方や必要性に対する職員の理解向上を図る
	【基本構想テーマ別目標／基本方針】 0. その他 / 0:計画推進にあたっての基本的な考え方	
	【関連する根拠法令・分野別計画等】 福津市みんなですすめるまちづくり基本条例、福津市行財政集中改革プラン（次期行財政改革大綱）、市職員「みらい」行動計画、人材育成基本方針	
②	【取組テーマ／取組期間】 郷づくりによる地域自治の推進 郷づくりは、活動開始から16年目となり市政運営のパートナーとして「福津市みんなですすめるまちづくり基本条例」及び「福津市郷づくり基本構想」に加え、各地域で策定した行動計画「郷づくり計画」に基づく活動に取り組んでいる。市は郷づくり推進協議会に一括交付金や拠点施設の提供等による支援を実施してきたが、各地域からは交付金算定方式の見直しや拠点環境の整備、活動の人材不足への対応等、様々な課題が指摘されている。一方で市が郷づくりの推進を規定して制定から15年目となる基本条例のあり方に加え、市が郷づくりに期待する活動等の整理と合わせ公金である交付金に関するルールをより明確化する交付要綱の見直し等、地域コミュニティ全般の検証が求められている。	令和3年度～ 郷づくり活動を先進事例や共働推進会議の答申を参考としながら評価・検証を行い、持続可能性を意識した見直しを実施するとともに広く住民に浸透していくような取組みが必要である。 1.庁内で問題整理を行い課題の設定を図る 2.市から共働推進会議に対し①福津市みんなですすめるまちづくり基本条例の見直し等の必要性について②郷づくり基本構想の見直しの必要性や郷づくり制度等のあり方について、諮問する 3.2.の答申を受け条例及び関連する根拠例規等の見直し等を実施 4.2.の答申を受け基本構想の見直し等による制度改善を図る
	【基本構想テーマ別目標／基本方針】 2. 地域自治 / 1:郷づくりによる地域自治の推進を支援する	
	【関連する根拠法令・分野別計画等】 福津市みんなですすめるまちづくり基本条例、福津市郷づくり基本構想、福津市SDGs未来都市計画	
③	【取組テーマ／取組期間】 中間支援機能の導入による市民共働・公民連携の促進 行政より迅速かつ柔軟に取組可能なボランティア、地域団体、NPO、事業者等（以下、団体等）の民間力で取組むまちづくりの必要性が日々高まっている。取組みは単体、または同分野内のみで行うことが多く、各団体等のみでは解決できない課題、生かすことが難しい成果が存在する。個の力をさらに生かし、持続可能なまちづくりを実現するには、新たな担い手の受け皿や他団体等との連携も必要であるため、団体等との間を繋ぎ、団体等に必要ない担い手や資金等の情報を一元化して繋ぐことができる中間支援が必要である。	令和3年度～ 市民共働・公民連携の取組みを促進する中間支援機能を構築し、ボランティアセンターとの機能統合により「(仮称)未来共創センター」の効果的運営に取り組む。 1.管理(センター運営、サポーター制度・企画運営会議運営等) 2.情報(市民活動情報の収集・発信、活動支援の情報提供、市民意識等の調査・研究等) 3.事業(交流イベント企画・運営、活動発表・サポーターの学びの場、講座・活動体験実施、コーディネーターのマッチング・プロジェクト組成支援等)
	【基本構想テーマ別目標／基本方針】 2. 地域自治 / 3:さまざまな個人や団体間の共働を推進する	
	【関連する根拠法令・分野別計画等】 福津市SDGs未来都市計画、第2期福津市まち・ひと・しごと創生総合戦略、幸せのまちづくりラボ(仮称)実施方針	

課題 No.	現状及び課題・問題点	課題や問題を解決するための方針・重点目標
④	【取組テーマ／取組期間】	市政情報の発信内容・手段等の改善 / 令和2年度～
	市公式ホームページは令和2年4月にリニューアルを行い、令和3年4月からは市公式ラインの開設をはじめ、市広報紙の月2回から1回の発行に統合を行った。そのほか市公式Facebookを発信手段としており、より広く情報を浸透させるには他の手段の検討も必要である。また、各手段の内容もより分かりやすく、見やすい内容となるような取組みが必要である。さらに、市の認知度向上やシビックプライドの醸成のためにも市内外に強くアピールが必要な情報については、マスコミへの記者発表等によるメディア活用や広告、トップセールスによる売り込み等も不可欠である。	市が行っている事業等について、積極的な情報公開と迅速な情報発信を行い、市民の暮らしに役立てるとともにシビックプライドの醸成にもつなげる。また、市を訪れる人や働く人にも快適なものとなるよう、情報を発信する。 1. 寄せられる意見等には、真摯に耳を傾け、庁内委員会等も活用しながら必要な改善を図る 2. 多くの市民の取材等への協力を得ながら情報を発信し、市への理解を深めてもらうことを目指す 3. 導入効果と事業負担の増加等を検証しながら市内外への情報発信手段を検討して市の認知度向上を目指す 4. 新聞記者等との良好な関係を構築する
	【基本構想テーマ別目標/基本方針】	0. その他 / 0:計画推進にあたっての基本的な考え方
	【関連する根拠法令・分野別計画等】	

3. 重点目標を達成するために令和4年度に実施する主な事務事業

事務事業名	事業概要	款項目	課題 No.
行政経営システム構築事業	今後、策定予定の基本戦略（仮称）や実施計画、行政評価、人事評価など行政経営の様々な仕組みを有機的に結ぶ行政経営システムを構築する。	2.1.1	①
行政評価推進事業	まちづくり基本構想や手段となる基本戦略（仮称）等の進捗管理、PDCAサイクルを通じ行政評価（事務事業評価と政策・施策評価）に取組む。	2.1.1	①
共働推進事業	まちづくり基本条例等の見直し等の必要性、郷づくり基本構想の見直しの必要性や郷づくり制度等のあり方について、福津市共働推進会議に諮問して意見を求める。	2.1.1.2	②
中間支援機能構築事業	市民共働・公民連携を促進する中間支援機能を立上げ、まちづくりの担い手の多様化、人と経済が循環する持続可能な仕組みの実現に取り組む。	2.1.6	③
広報紙発行事業	月1回の広報紙発行を行い全戸に配布を行う。	2.1.2	④
公式ホームページ運営事業	公式ホームページの維持管理を行う。	2.1.7	④
福津市宣伝広報事業	福津市の認知度向上のために、親善大使やトップセールス活動、空港でのシート広告など様々な切り口でPRする。	2.1.2	④